

鷹栖町雇用促進家賃助成金について

鷹栖町では、町内企業の人材確保と雇用の促進を図ることを目的に、町内の企業に新たに雇用され、町内の賃貸住宅に居住する就業者を対象に、家賃の一部を助成します。

助成対象者 ※すべて該当となる方

- ①町内企業で新たに雇用（勤務場所が町内に限る）され、雇用契約日において、町内の賃貸住宅に居住し、自ら家賃を支払っている方（6箇月以内に本町に転入された方も可）
- ②雇用される企業において、雇用契約日前3年以内に常用雇用されていない方
- ③町税等に滞納がない方

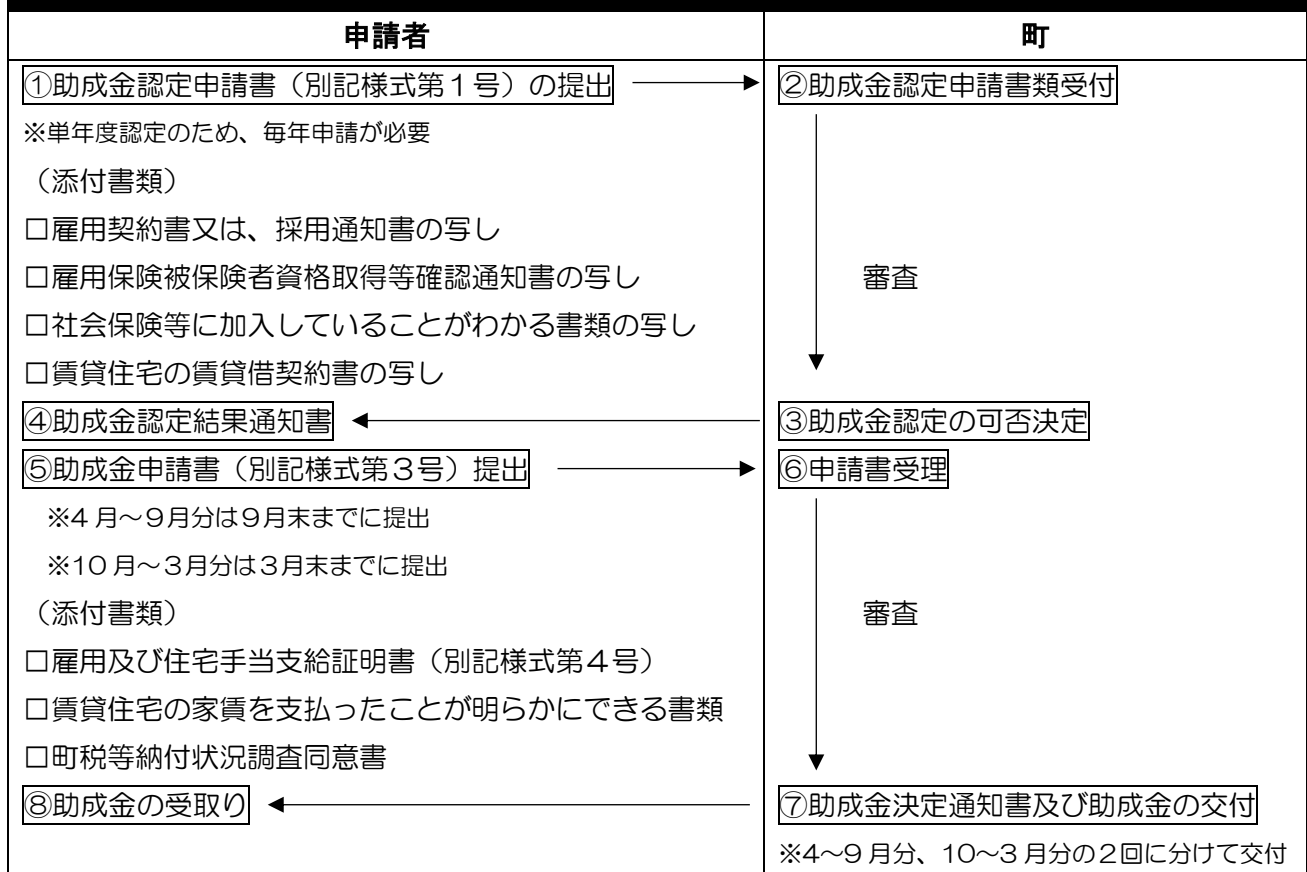
対象となる企業

中小企業、中小企業団体（農協等）、社会福祉法人、学校法人、NPO法人

助成金額及び助成期間

助成金額	家賃のうち、事業主から支給される住宅手当を差し引いた、本人負担額の2分の1 （月額上限20,000円）
助成期間	3年間（36月）

助成金交付までの流れ



※申請書等の様式については、鷹栖町のホームページでダウンロードできます。

申請先・お問い合わせ先

〒071-1292

北海道上川郡鷹栖町南1条3丁目5番1号

鷹栖町役場 産業振興課商工観光係

TEL 0166-74-3582 E-MAIL sangyou3@town.takasu.lg.jp